

「施設等利用給付認定通知書」の  
保護者欄に記載されている方の

## 特定子ども・子育て支援提供証明書

令和元 年 10 月分～ 令和元 年 12 月分】

認定 保護者	フリガナ 氏 名	ジョウソウ タロウ 常総 太郎	続柄 父
-----------	-------------	--------------------	---------

認定 子ども	フリガナ 氏 名	ジョウソウ ハナコ 常総 花子	法第30条の4の認定種別 <input type="checkbox"/> 第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
-----------	-------------	--------------------	---

該当の事業に  
✓をしてください。

「提供の内容」、「提供した日（提供日数）」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能)

該当の月を記載  
してください。

常総市のお子さんとしての最  
初の利用日・最後の利用日を  
記載してください。

標準的な利用時間を記載して  
ください。

保護者から徴収する金額  
を記載してください。

事業種別	年 月分	日～ 日	時間	費用
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	年 月分	日～ 日	～	円
<input checked="" type="checkbox"/> 預かり保育事業	令和元 年 10 月分	1 日～ 31 日 ( 20 日 )	8 : 30 ～ 16 : 00	8,000 円
	令和元 年 11 月分	1 日～ 30 日 ( 19 日 )	9 : 30 ～ 17 : 00	4,000 円
	令和元 年 12 月分	1 日～ 31 日 ( 18 日 )	8 : 00 ～ 17 : 00	13,000 円
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	年 月分	日～ 日	～	円
	年 月分	日～ 日	～	円
	年 月分	日～ 日	～	円
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	年 月分	日～ 日	～	円
	年 月分	日～ 日	～	円
	年 月分	日～ 日	～	円
<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	年 月分	日～ 日	～	円
	年 月分	日～ 日	～	円
	年 月分	日～ 日	～	円

※1 提供日数は、預かり保育事業のみ記載。

※2 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。

※3 費用は特定子ども・子育て支援利用料の額を記入。

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを  
証明します。

令和元 年 〇〇 月 〇〇 日

設置者名称	〇〇法人 〇〇〇〇
主たる事務所の所在地	常総市水海道諏訪町3 2 2 2番地3
代表者職氏名	理事長 〇〇 〇〇 (印)
施設・事業所の名称	認定こども園 〇〇こども園

令和元 年 〇〇 月 〇〇 日

## 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用料

納入者 常総 太郎 様

ただし、特定子ども・子育て支援利用料（令和元 年 10 月～令和元 年 12 月）分として

提供証明書を入力すると、  
施設・事業所の名称までは  
自動的に転記されます。

設置者名称 〇〇法人 〇〇〇〇〇

主たる事務所の所在地 常総市水海道諏訪町3222番地3

代表者職氏名 理事長 〇〇 〇〇 印

施設・事業所の名称 認定こども園 〇〇こども園

特定子ども・子育て支援 利用料の領収金額	<b>25,000</b> 円 (下記①～③の合計金額)
-------------------------	------------------------------

### 【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】

令和元 年 10 月分の利用料（保育料）として **8,000** 円 ①

令和元 年 11 月分の利用料（保育料）として **4,000** 円 ②

令和元 年 12 月分の利用料（保育料）として **13,000** 円 ③

提供証明書の費用に記載された金額のうち、領収済みの金額を記載してください。  
(全額領収済みの場合は、提供証明書と同額になります。)

自己負担：日用品、文房具、行事参加費、良材料費、通園送迎費等

令和元 年 10 月分の自己負担として **3,000** 円

令和元 年 11 月分の自己負担として **3,000** 円

令和元 年 12 月分の自己負担として **3,000** 円

無償化の対象外の経費について、徴収している場合はご活用ください。

※認可外の居宅訪問型保育事業や子育て援助活動支援事業について、送迎のみの利用は対象外